

IASB会議報告（第139回から第143回まで）

IASB（国際会計基準審議会）の臨時会議及び通常会議が下記のとおり開催された。

第139回臨時会議：2011年3月1日及び2日の2日間（ロンドンのIASB本部で開催）

第140回通常会議：2011年3月14日から17日の4日間（ロンドンのIASB本部）及び21日から23日の3日間（ノーウォークの米国財務会計基準審議会（FASB）本部）

第141回臨時会議：2011年3月29日（ロンドンのIASB本部で開催）

第142回臨時会議：2011年4月6日（ロンドンのIASB本部で開催）

第143回通常会議：2011年4月12日から15日の4日間（ロンドンのIASB本部で開催）

第139回会議は、FASBとの合同会議で、収益認識、リース、保険会計、MOUプロジェクトの発効日及び経過措置及び財務諸表の表示（アウトリーチの結果の報告）に関する議論が行われた。ここでは、及びを除く議論の概要を解説する。

第140回会議では、IASBのみの会議で、退職後給付及びその他包括利益（OCI）の表示の国際財務報告基準（IFRS）の発効日及び来るIFRS第12号（他の企業に対する持分の開示：2011年5月に公表予定）における開示の改善、FASBとの合同会議では、収益認識、リース、金融商品（償却原価及び減損）、保険会計、公正価値測定（発効日を2013年1月1日とし、早期適用を許容することが暫定合意された）、金融商品（ヘッジ会計：アウトリーチ及びコメントの要約に関する議論）及び開示に共通する論点（収益認識、リース、保険会計プロジェクトにおける開示の共通化などに関するクロスカッティング問題に関する議論）に関する議論が行われた。教育セッションでは、金融商品（償却原価及び減損）プロジェクトで検討している、購入負債証券（purchased debt securities）の減損の測定及び表示、並びに予想損失の見積りに関連して、IASBとFASBの考え方の相違を理解するための説明がスタッフから行われた。ここでは、からを除く議論の概要を解説する。

第141回会議では、IASBのみの会議で、IFRS第5号（処分のために保有される非流動資産と廃止事業：この改訂を年次改善に含めず、公開草案は、2011年代3四半期以前には公表しないこととされた）、FASBとの合同会議では、金融商品（償却原価及び減損）及び保険会計に関する議論が行われた。ここでは、及びについて概要を解説する。

第142回会議では、リース・プロジェクトに関する教育セッションのみが行われた（解説は省略）。

第143回会議では、IASBのみの会議で、金融商品（ヘッジ会計）及び国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）の活動状況報告、FASB

との合同会議では、収益認識、リース、金融商品（償却原価及び減損）及び保険会計に関する議論が行われた。教育セッションはなかった。ここでは、を除く議論の概要を解説する。

第139回臨時会議（2011年3月1日及び2日）

IASBとFASBの合同会議

1. 収益認識

今回は、2011年2月の会議で議論が終了しなかった不利な契約（onerous contract）に関連して、将来の取引で利益を得ることを期待して意図的に損失が出るような値付けが行われている取引（loss-leader contract）及び不利な契約かどうかの判定及び不利な契約負債の測定に含まれるべき費用の2つについて議論が行われた。なお、2011年2月の会議では、契約が不利かどうかの判断を行う会計単位は、契約（判断時点で残っている残余の履行義務）とすることが暫定的に合意されている。

(1)意図的に損失が出るような値付けが行われている取引

将来の取引で利益を得ることを期待して意図的に損失が出るような値付けが行われている取引（loss-leader contract）をどのように取扱うかが議論され、スタッフからは、次の2つの考え方が示された（スタッフは、(b)を推奨）。

(a) 不利な契約かどうかのテストを契約当初には行わず、それ以後にのみ適用する考え方。

この考え方では、すべての契約に対して契約当初に不利かどうかのテストを行わず、契約当初以降に生じた不利な変化のみを当期純利益に反映させることとなる。そのため、契約当初に本当に不利な契約に関する損失が、契約当初に当期純利益に反映できない。

(b) 意図的に損失が出るような値付けが行われている取引のみを契約当初における不利な取引かどうかのテストから除外する（このような取引はもともと経済的に不利な取引ではないため）という考え方。この考え方を採用するためには、「loss-leader」契約を定義する必要がある。

議論の結果、不利な契約かどうかのテストは、契約当初においても行うべきで、その際には、「loss-leader」契約も含め、すべての契約を対象とすべきことが暫定的に合意された（正式な議決は行われなかったが、この方向性に対して多くのIASB及びFASBボードメンバーが支持を表明）。

(2)不利な契約テスト及び不利な契約負債に含まれる費用

履行義務が不利となるのは、履行義務を充足するために直接関連する確率加重の費用

(probability-weighted costs)の現在価値が、当該履行義務に配分された取引価格の金額を上回る場合である(公開草案第54項)。履行義務に直接関連する費用には、次のものがある(公開草案第58項)。

- (a) 直接労務費(顧客に直接サービスを提供する従業員の給与など)
 - (b) 直接材料費(顧客へのサービス提供に用いられる補給品など)
 - (c) 契約又は契約活動に直接関連する費用の配分額(契約管理費用及び契約を履行するために用いられる工具及び設備の減価償却費など)
 - (d) 契約において顧客に明示的に賦課することのできる費用
 - (e) 企業が契約を締結したことによって発生するその他の費用(外注費など)
- スタッフからは、不利な契約かどうかの判定及び不利な契約負債の測定に含まれるべき費用は、次のうちのいずれか低い金額とすべきとの提案が示された。

契約に直接関連する費用(公開草案第58項の費用)

契約を解約するために企業が支払わなければならない金額(例えば、違約金を含め、企業が顧客に返還すべき金額)

議論の結果、スタッフの上記の提案を改訂し、次のようにすることが暫定的に確認又は合意された(正式な議決は行われなかったが、この方向性に対して多くのIASB及びFASBボードメンバーが支持を表明)。

- (a) 不利な契約かどうかの判定及び不利な契約負債の測定に含まれるべき費用は、契約の残余の履行義務を充足するために直接関連する費用(公開草案第58項の費用)とすべきである。
- (b) 企業が契約を解除することをコミットしており、かつ、そうする契約上の権利を有している場合、費用は、企業が契約を解除した場合に支払うであろう金額(例えば、違約金を含め、企業が顧客に返還しなければならない金額)を反映することが認識された。
- (c) 契約を解約する場合には、IAS第37号(引当金、偶発負債及び偶発資産)に従って処理しなければならない他の義務が生じることがあることが認識された。スタッフの提案とは異なり、この条件は、解約をするために相手に通知した場合にのみ適用される。

2. リース

今回は、利用権モデル(right-of-use-asset model)の全リース取引への適用及びリース・プロジェクトの対象範囲の2点が議論された。

(1) 利用権モデルの全リース契約への適用

2010年8月に公開した公開草案(リース)に対して受領したコメントを踏まえた議論が進んでいるが、利用権モデルの採用に関しては、多くの回答者が支持したものの、一部には、現行規定の根本的な見直しは必要ないというものもあった。これを受けて、利用権

モデルをすべてのリース契約に適用すべきかどうかに関して議論が行われた。議論の結果、利用権モデルをすべてのリース契約に適用するという公開草案での提案が再確認された（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成した）。

(2) リース・プロジェクトの範囲

公開草案では、無形資産のリース、天然資源の調査・使用のためのリース及び生物資産のリースを対象外とすることが提案されている（公開草案第5項）。これに対して受領したコメントでは、多くの回答者が公開草案の提案に賛成するものの、少数のコメントでは、次の点が指摘されていた。

- ・ 無形資産を範囲除外としていることが問題である（現行IAS第17号（リース）では、映画フィルムなどに関するライセンス契約は範囲から除外されているが、それ以外の無形資産にはIAS第17号が適用されているが、これが継続できなくなる）。
- ・ たな卸資産のうち、予備部品（spare parts）、作業道具（operating materials）及び補充品（supplies）のリースを範囲除外とすべき。
- ・ 非中核資産（non-core assets）のリース、IFRIC第12号（サービス譲与契約）及び長期の土地リースを範囲除外とすべき。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 無形資産のリースについては、リース基準に従って会計処理することを要求しないこととする（公開草案での提案の変更。）（議決は、IASBは、1名が反対し、FASBでは、5名全員が賛成した）。なお、無形資産のリースをリース基準の範囲除外とはしないとすることによって、作成者は、無形資産のリースには、IAS第8号（会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬）の規定（当該事象に当てはまるIFRSがない場合には、類似の事項を扱っているIFRSの規定を参照することができる）を適用することができるようになると理解されている。
- (b) 次の取引は、リース会計基準の対象に含まれるという公開草案の提案を確認する（IASB及びFASBの全ボードメンバーが賛成）。
- ・ サブ・リースにおける利用権
 - ・ 非中核資産のリース
 - ・ 長期の土地のリース
- (c) 次の取引は、リース会計基準の対象に含まれないという公開草案の提案を確認する（IASB及びFASBの全ボードメンバーが賛成）。
- ・ 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源（non-regenerative resources）のリース
 - ・ 生物資産（IFRSの場合）及び生物資産と材木（米国会計基準の場合）のリース
 - ・ IFRIC第12号の範囲内のサービス譲与契約のリース（IFRSの場合のみ）
- なお、次の取引については、さらに検討することがスタッフに指示された。

- ・ F A S B 会計基準コード (A S C) サブトピック 350-40 (無形資産-のれん及びその他の内部利用ソフトウェア) に準拠する内部利用ソフトウェア
- ・ たな卸資産のリース

3 . 保険会計

今回は、割引率の固定化、非生命保険契約の割引、プロジェクトの範囲、金融保証契約、新契約費、保険負債の測定における不確実性及び フィールド・テストの報告の 7 つについて議論が行われた。ここでは、及び を除く議論の概要を紹介する。

(1) 割引率の固定化

公開草案に対する回答の中には、保険契約の測定に伴う財務諸表の変動性を低減させる解決策の 1 つとして、すべて又は一部の保険契約に対して固定割引率 (locked-in discount rate) を主張するものがあり、そのような固定化された割引率を用いるべきかどうか議論された。

議論の結果、I A S B の公開草案 (F A S B の場合は予備的見解) の提案である、すべての保険契約の測定で用いる割引率は、各報告日で改訂される現在の割引率を用いるべきこと (すなわち、割引率を固定化することはしない) が暫定的に確認された (I A S B 及び F A S B のボードメンバー全員が賛成) 。

(2) 非生命保険契約の割引

公開草案に対する回答の中には、非生命保険契約負債を割引くことは、これらの契約を忠実に表現することにはならないとの指摘があり、これを受けて、特定の非生命保険契約を割引くことが適切であるかどうか議論された。

スタッフからは、次の提案が示された。

- 短期のカバー期間 (short-duration) で、保険金の支払期間が 1 年未満の短期 (short-tail claims) の契約に対しては、割引の例外を設ける。
- 予想支払パターンが合理的に決定できる保険金の支払期間が長期 (long-tail claims) の契約に対しては、割引を適用しなければならない。
- 保険者が支払いを行わなければならないかどうか、その支払時期、又は、その支払金額が不確実である保険金の支払期間が長期 (long-tail claims) の契約に対しては、割引を適用しなければならない。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- 保険金の支払期間が長期 (long-tail claims) の契約に対しては、割引を適用しなければならない (I A S B 及び F A S B のボードメンバー全員が同意) 。
- 割引の影響が重要でない (immaterial) 保険負債に対しては、割引は要求しない。スタ

ップに対して、保険金の支払期間が1年以内の短期保険契約において、割引が重要ではないと決定するための追加ガイダンスを作成することが指示された。

(3)プロジェクトの範囲

公開草案では、次のような項目を保険契約会計基準の対象から除外することとしている（公開草案第4項）。

- (a) 製造業者、ディーラー又は小売業者によって発行された製品保証。
- (b) 従業員給付制度における雇用主の資産及び負債。
- (c) 非金融項目の将来の利用又は利用の権利によって変動する契約上の権利又は契約上の負債。
- (d) ファイナンス・リースに内包される借手の残価保証のほか、製造業者、ディーラー又は小売業者によって提供された残価保証（residual value guarantee）。
- (e) サービスの提供を主たる目的とする固定手数料のサービス契約であるが、サービスの水準が不確実な事象に依存しているため、サービス提供者がリスクにさらされている契約。ただし、保険者が、被保険事象（insured event）に対して保険契約者に補償をするために、財貨又はサービスを保険契約者に提供する保険契約には、本 I F R S を適用する。
- (f) 企業結合で支払うべき又は受け取るべき変動対価（contingent consideration）。
- (g) 企業が保有する元受保険契約（企業が保険契約者となる保険契約）。

議論の結果、次の点が暫定的に確認された。

- (a) 上記(a)から(d)及び(f)並びに(g)については、公開草案の提案どおりとする（I A S B は、出席者全員が賛成し、F A S B では、6名が賛成した（1名が反対））。
- (b) 上記(e)に関しては、公開草案の提案どおり、サービスの提供を主たる目的とする固定手数料のサービス契約を範囲除外とすることが確認されたが、そのような契約をどのように識別するかに関しては、将来議論することとされた。

(4)金融保証契約

公開草案では、すべての金融保証契約に対して保険契約会計基準を適用することを提案していた。これは、金融保証契約が、「特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日の到来時に支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を、その保有者に対し補償することを契約発行者に要求する契約」（I F R S 第4号）と定義されているため、保険契約の定義である「ある主体（保険者）が、他の主体（保険契約者）から、特定の不確実な将来事象（保険事故）が、保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約」を満たすと考えられたためである。

受領したコメント及びスタッフの分析の結果を受けて、スタッフからは、現行 I F R S

第4号の取扱いに戻るべきとの提案が示された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（IASBのボードメンバー全員が同意）。

(a) 次のような現行IFRSの取扱いを維持する。

- ・ 金融保証契約の発行者に、発行者が過去に当該契約を保険契約と見ている場合には、当該契約を保険契約として会計処理することを認める。
- ・ それ以外の場合には、発行者に金融商品会計基準に基づいて会計処理することを要求する。

(b) 内部保証に対して、金融保証契約の会計処理の例外を設けない。

なお、IASBは、どの金融保証契約を保険契約会計基準の範囲内とするかについて、将来検討を行うことを決定した（IASBのボードメンバー全員が同意）。

(5)新契約費

2010年2月2日における議論を受けて、新契約費にはどのようなキャッシュ・フローが含まれるべきかに関して議論が行われた。

議論の結果、IASBとIASBは異なる暫定合意に達した。

IASBは、保険契約キャッシュ・フローに含まれる新契約費は、次の項目に限定することを暫定的に決定した（IASBのボードメンバー全員が同意）。

(a) 契約を取得することに成功した活動に関連する新契約費に限定する。

(b) 契約のポートフォリオの取得に関連する直接費用に限定する。

IASBは、どのようなキャッシュ・フローを契約のポートフォリオの取得に関連する直接費用とするかに関連する適用ガイダンスを開発することをスタッフに指示した。

一方、IASBは、保険契約のポートフォリオの当初測定に含まれる新契約費は、ポートフォリオの取得に直接的に関連する費用（例えば、手数料）を含む、ポートフォリオの取得によって発生するすべての費用とすべきであると暫定的に決定した。したがって、新契約費を、成功した活動に関連するものと成功しなかった活動に関連するものに区分することはしない（10名が賛成し、2名が反対した）。

IASBとIASBは、保険契約キャッシュ・フローにどのようなタイプの新契約費を含めるべきかに関して議論を行い、この点に関する適用ガイダンスのドラフトを作成することをスタッフに指示した。

第140回会議（2011年3月14日から23日まで）

IASB会議（2011年3月17日）

1.退職後給付及びその他の包括利益の表示の発効日

今回検討されたのは、現在検討中の I A S 第 1 9 号（従業員給付）の改訂の発効日や経過措置をどのようにするかに関して議論が行われた。

議論の結果、次の点が全員一致により暫定的に合意された。

- (a) 確定給付制度の損益の表示に関する改訂（年金資産の運用利回りなどの一部をその他包括利益で表示することを求める改訂）については、2012年1月1日より発効する。
- (b) その他の改訂については、2013年1月1日より発効する。
- (c) 早期適用を認めるが、その際には、すべての改訂を適用しなければならない。また、早期適用をしている事実を開示しなければならない。

I A S B と F A S B の 合 同 会 議（2011年3月14日から16日まで及び21日から23日まで）

1 . 収 益 認 識

今回は、貨幣の時間価値（time value of money）、回収可能性（collectability）及び不確実な対価（uncertain consideration）を反映するために、約定対価額（amount of promised consideration）をいつどのように調整するかについて議論が行われた。

(1) 貨幣の時間価値

ここでは、次の2点が議論された。

- ・取引価格には、約定対価額の貨幣の時間価をいつ反映すべきか。
- ・約定対価額に含まれる貨幣の時間価値の要素をどのように会計処理するか。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 契約が、契約にとって重要な要素として金融構成要素を含んでいる場合には、貨幣の時間価値を反映するために約定対価額を調整しなければならない。重要な金融要素が含まれ得ているかどうかの評価に当たっては、次を含むいろいろな要素を考慮しなければならない（I A S B 及び F A S B の ボードメンバー全員が賛成）。
 - ・顧客の対価額が、財貨又はサービスの引渡しと同時に現金支払いされる場合と大きく違う（substantially different）かどうか。
 - ・財貨又はサービスの引渡しと顧客による対価の支払の間に大きな時間的差異（significant timing differences）があるかどうか。
 - ・契約に明示的又は黙示的に含まれている金利が重要（significant）かどうか。
- (b) 実務上の便宜として、財貨又はサービスの引渡しと顧客による対価の支払いの間の期間が1年以内なら、企業は、契約が重要な金融構成要素を含んでいるかどうかの評価を要求されるべきではないという取扱いを認める（I A S B の 1 1 名のボードメンバー及び F A S B の 4 名のボードメンバーが賛成）。

(2)回収可能性

ここでは、顧客の信用リスクをどのように会計処理するかが議論された。特に、公開草案では、顧客の信用リスクを控除した金額（これを公開草案では、「取引価格（transaction price）」と呼んでいる）で収益を認識することとしており、これに対しては、多くの反対のコメントが寄せられていた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 顧客の信用リスクの影響を取引価格及び収益の測定に反映してはならない。この結果、企業は、顧客との約定対価額（契約金額）で収益を認識することになり、これは、公開草案での提案からの変更となる（IASB及びFASBのボードメンバー全員が賛成）。
- (b) 収益認識に関する最終会計基準には、顧客の約定対価額の支払能力の評価を求める収益認識規準は含めないこととする（IASB及びFASBのボードメンバー全員が賛成）。
- (c) 企業は、契約から生じる予想減損損失に対する貸倒引当金を認識しなければならない。貸倒引当額は、対応する収益の次に、収益からの控除項目として区分して表示しなければならない（IASBの9名のボードメンバー及びFASBの6名のボードメンバーが賛成）。

(3)不確実な対価

公開草案では、対価の金額が変動する可能性がある（不確実な）場合、企業は、履行義務を充足した際には、取引価格が合理的に見積もれる（reasonably estimated）場合に限り、収益を認識するとされている。そして、取引価格が合理的に見積もれるためには、次の2つの条件を満たしている必要があるとしている。

- ・企業が類似の契約の経験があること、かつ、
- ・企業が状況の大きな変動を予測していないため、企業の経験が目的適合的であること。

これに対して受領したコメントでは、この考え方をロイヤルティ契約に適用する場合、どのように考えるかと指摘があり、これに類似する対価の額が不確実な取引に対する取扱いを明確化するために議論が行われたが、暫定合意された事項はなかった。

2. リース

今回は、リースと購入又は売却との区分、購入オプションの会計処理、短期リース、当初日（inception）及び契約開始日（commencement）、当初直接費用、割引率、リース及び非リース構成要素の分離及びセールス・アンド・リースバック取引の8点が議論された。

(1)リースと購入又は売却との区分

公開草案では、リースと購入又は売却を区別するためのガイダンスを示している。そこで

は、原資産の購入又は売却となる2つの取引、すなわち、(a)原資産の支配を移転し、原資産に関連するほとんどすべてのリスクと便益を他者に引き渡す契約、及び、(b)リース契約で特定された購入オプションを借手が行使した後のリース契約（オプションが行使された後はリースではなくなり、購入（借手）又は売却（貸手）となる）には、リース会計基準を適用しないとしている。さらに、これらを敷衍したガイダンスとして、例えば、リース期間末に原資産の所有権が自動的に移転する契約や割安購入オプションを含む契約は、上記(a)を満たすといったものが含まれている。

これに対して受領したコメントでは、リースの定義を適切に行えば、当該定義を満たした契約のみをリース会計基準の対象とすることができるので、このようなガイダンスは必要のないのではないかと指摘するものが多数を占めた。これを受けて、このようなガイダンスをリース会計基準の中に含める必要があるかどうかに関して議論が行われた。

議論の結果、原資産のリースと原資産の購入又は売却とを区別するためのガイダンスを提供しないことが暫定的に合意された。すなわち、リースを内包しない契約は、リース会計基準の対象外となり、これらには、他のIFRS（例えば、有形固定資産又は収益認識の基準）が適用されることになる。採決では、IASBでは11名のボードメンバーが賛成し、FASBではボードメンバー全員が賛成した。

(2)購入オプションの会計処理

公開草案においては、購入オプションの行使による支払いは、リースによる支払いとは性質が異なると考え、購入オプションの行使価格はリース支払いに含めないことを提案している。そのため、借手のリース料支払負債及び貸手のリース料受取債権には、当該行使価格は含めないこととなっている。また、購入オプションの権利が行使された時点で、原資産の購入となるため、権利行使後は、リース会計基準の範囲外となる。さらに、割安購入オプションは、権利行使前でも購入又は売却とみなされ、リース会計基準の範囲外とすることが提案されている。

受領したコメントでは、購入オプションは、実質的に更新オプションと同じと考えられるので、更新又は解約オプションと同様な取扱いをすべきとか、割安購入オプションとそうでない購入オプションを区別する必要はない（両者を区別するための線引きをする必要はない）といった指摘がなされていた。これらを受けて、割安購入オプションを含む購入オプションの取扱いについて議論が行われた。また、リース契約に含まれる購入オプションの会計処理を当初認識時以降で再評価すべきかどうかも議論された。

議論の結果、次のとおりとなった。

- (a) 借手及び貸手は、借手が権利行使をする重要な経済的誘因（significant economic incentive）を有しているなら、購入オプション（割安購入オプションを含む）の行使価格を借手のリース料支払負債及び貸手のリース料受取債権の測定に含めるべきことが、IASB及びFASBによって暫定的に合意された。借手が権利行使をする重要な

経済的誘因を有していると決定されたときには、借手によって認識される利用権資産は、原資産の経済的耐用年数(リース期間ではない)にわたって償却されなければならない。採決では、IASBでは13名のボードメンバーが賛成し(2名が反対)、FASBではボードメンバー全員が賛成した。

- (b) IASB及びFASBは、購入オプションの会計処理を当初認識時以降で再評価するかどうかに関しては、更新又は解約オプションに関して暫定合意されたものと同じ再評価ガイダンスを購入オプションにも適用することを選好するという方向性を示した(暫定合意はされていない)。

(3) 短期リース

公開草案では、短期リースは、「リースの開始時点(commencement of the lease)において、更新又は延長オプションを含んで、最長12カ月又はそれより短いリース期間を持つリースである。」と定義されている。そして、短期リースに適用される会計処理は、借手と貸手で内容が異なっている(貸手では短期リースに関わる資産及び負債の認識を求められないが、借手では資産及び負債の認識を求められる)。

- ・ 借手：リースの当初日(inception of the lease)時点において、契約ごとに、当初時点及びその後の測定時点において、リース支払負債は割引かない金額で、利用権資産は割引かない金額に当初直接費用を加えた額で測定する。支払リース料をリース期間にわたって包括利益計算書で認識する(第64項)。
- ・ 貸手：リースの当初時点において、契約ごとに、短期リースから生じる資産及び負債を財政状態計算書において認識しないこと及び原資産の認識の中止をしないことができる。貸手は、原資産を継続して認識し、受取リース料をリース期間にわたって包括利益計算書で認識する(第65項)。

受領したコメントでは、短期リースの特例に賛成する意見が多く、特に、貸手が資産及び負債を認識しないことに対しては支持が多かった。しかし、借手の会計処理に対しては、簡素化が不十分との指摘が多く寄せられた。

これを踏まえて、今回は、短期リースの簡素化された会計処理のあり方について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 借手及び貸手において、短期リースの定義は、公開草案で提案した上述の定義とする(IASB及びFASBのボードメンバーの全員が賛成)。
- (b) 借手及び貸手は、次の会計処理を採用することができる。
- ・ 原資産の種類(class)に対する会計方針として(会計方針とすることに関しては、IASBのボードメンバーの8名が賛成し(7名が反対)、FASBのボードメンバーでは、5名が賛成した(2名が反対))、すべての短期リースの資産及び負債を認識しない会計処理(IASBのボードメンバーの10名が賛成)

成し（5名が反対）、FASBのボードメンバーの4名が賛成した（3名が反対））。

- ・ 他の組織的かつ合理的なベースが原資産の利用をよりよく表現する場合を除き、リース期間にわたって、リース料支払額を包括利益計算書において定額法で認識する（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。

(4) 当初日及び開始日

公開草案では、リースの当初日（date of inception）において、借手は、リース料支払額の現在価値（借手の追加借入金利又は貸手が借手に賦課する金利で割引）でリース料支払負債を測定し、リース料支払負債に当初直接費用を加算した額で利用権資産を測定することとされ、リースの開始日（date of commencement）で、利用権資産及びリース料支払負債を認識することが提案されている。すなわち、測定日と認識日が異なっている。また、貸手についても同様な認識日及び測定日が提案されている。

さらに、公開草案では、当初日は、リース契約の締結日（date of the lease agreement）とリース契約の当事者による約束日（date of commitment）のいずれか早い日とされ、開始日は、貸手が原資産を借手が使える状態にした日と定義されている。

受領したコメントでは、当初日ではなく開始日にリースに関連する資産及び負債を測定することが妥当か、開始日前に支払われたリース料をどのように会計処理するか、当初日と開始日の間に発生した当初直接費用、さらに、この間に契約が不利な状態になった場合にどのように会計処理するか、といったコメントが寄せられた。これを受けて、今回、当初日及び開始日に関連する問題が議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) リース基準では、次の点を明確にする。

- ・ リース会計基準では、借手及び貸手に、リース資産及びリース負債をリースの開始日で認識（及び関連資産及び負債の認識の中止）及び当初測定を行うことを求める（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。
- ・ リース会計基準では、借手及び貸手に、当初にリース資産及び負債を測定する際に、開始日において計算される割引率を用いることを求める（IASBのボードメンバーの11名が賛成し（4名が反対）、FASBのボードメンバーの4名が賛成した（3名が反対））。
- ・ 開始日前に借手に発生する費用の会計処理に関する適用ガイダンスをリース基準に含める（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。
- ・ 開始日前に借手から支払われるリース料支払いの会計処理に関する適用ガイダンスをリース基準に含める（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。

- ・ 貸手から借手に支払われるインセンティブの会計処理に関する適用ガイダンスをリース基準に含める。この中では、借手は、利用権資産の当初測定においてすべてのインセンティブを利用権資産の簿価から控除することを明確にする（IASBのボードメンバーの13名が賛成し（2名が反対）、FASBのボードメンバーの6名が賛成した（1名が反対））。

(b) IASBの場合には、リース当初日と開始日の間にリース契約が「不利な契約」の定義に合致することとなった場合には、リース基準の範囲から除外するという公開草案での提案が確認された。そのようなリース契約は、IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）に従って会計処理されることになる。なお、FASBでもトピック450（偶発事象）を開始日前の不利な契約に適用することが支持された（この問題は、減損に関する議論の進展によって見直される可能性がある）。

(5) 当初直接費用

公開草案では、当初直接費用を「リースの交渉及び調整に直接帰属させることができる回収可能な費用で、リース取引が締結されなければ発生しなかったもの」と定義し、当初直接費用には、手数料、法的手続の費用、借手の財政状態の先行きの評価などにかかった費用が含まれるとする例示が掲げられている（当初直接費用に該当しない費用のリストも示されている）。

当初直接費用に関して公開草案では、特別な質問をしなかったが、いくつかのコメントを受領した。この中では、他の同時進行中のプロジェクトとの間で当初直接費用の取扱いについて整合性を図るべきだというものなどがあった。これらを受けて、今回は、当初直接費用の定義及び借手及び貸手による当初直接費用の会計処理に関して議論が行われた。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 当初直接費用の定義を「リースの交渉及び調整に直接帰属させることができる費用で、リース取引が締結されなければ発生しなかったもの」とする。公開草案での定義から、「回収可能な (recoverable)」という言葉が削除された。この定義を借手に適用することには、IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成したが、貸手に適用することについては、IASBのボードメンバーの9名が賛成し（6名が反対）、FASBのボードメンバーは全員賛成した。
- (b) 借手及び貸手とも、当初直接費用を利用権資産又はリース支払受取債権に含めるという公開草案の提案が確認された（IASBのボードメンバーの14名が賛成し（1名が反対）、FASBのボードメンバーの6名が賛成した（1名が反対））。

(6) 割引率

公開草案では、借手は、リース当初日に、リース料支払額を、借手の追加借入金利又は（容易に決定できるのであれば）貸手が借手に賦課する金利で割引いた現在価値でリー

ス料支払負債を測定することとされている。一方、貸手がリース料受取債権の現在価値を算出するために用いる割引率は、貸手が借手に賦課する金利とされている。受領したコメントでは、複数の割引率が利用できる場合に、どのようにすべきかについてより明確化する必要があると指摘された。これらを受けて、当初測定時にどのように割引率を決定すべきかについて議論が行われた。

議論の結果、公開草案での提案が再確認されると共に、次の点が暫定的に合意された(I A S B 及び F A S B のすべてのボードメンバーが賛成)。

- (a) 借手は、割引率として、入手可能であれば、貸手が借手に賦課する金利を用いることとし、それ以外の場合には、借手の追加借入金利を用いる。
- (b) 貸手は、割引率として、貸手が借手に賦課する金利を用いる。
- (c) 貸手が借手に賦課する金利は、借手の追加借入金利、リースに暗黙のうちに含まれる金利、又は、不動産リースの場合、不動産の利回りが考えられる。貸手が借手に賦課する金利の複数の指標が利用できる場合には、リースに暗黙のうちに含まれる金利を用いなければならない。
- (d) グループ割引率及び不動産の利回りをを用いることを考える場合における割引率を決定するための適用ガイダンスを提供すること。

(7) リース及び非リース構成要素の分離

公開草案では、リース契約にリース構成要素と非リース構成要素が含まれており、それらを分離することが困難な場合、当該混合契約を次のように会計処理することを提案している(なお、F A S B は、借手及び貸手ともに、混合契約にリースの会計処理を適用することを提案している)。

- (a) 借手は、リースの会計処理を混合契約に適用する。
- (b) 履行義務アプローチを適用する貸手は、リースの会計処理を混合契約に適用する。
- (c) 認識の中止アプローチを適用する貸手は、リース構成要素にはリースの会計処理を、サービス構成要素には収益認識のガイダンスを適用する。

受領したコメントでは、I A S B と F A S B が混合契約の取扱いについて、同じ会計処理となるようにすることが重要だとの指摘があった。また、借手の会計処理では、非リース構成要素にリースの会計処理を適用することにも反対のコメントが寄せられた。貸手の会計処理では、リース構成要素と非リース構成要素を区分するアプローチに対する支持が多かった。これを受けた議論では、4つのアプローチが検討された。

- ・ アプローチ A : 公開草案での提案の維持
- ・ アプローチ B : リース構成要素の分離(リース構成要素が分離できない限り、全体にサービスの会計処理を適用する)

- ・ アプローチC：主要構成要素アプローチ（主要な構成要素がリースなのかサービスなのかを判断し、主要構成要素に適用すべき会計処理を混合契約全体に適用する）
- ・ アプローチD：非リース構成要素からリース構成要素を必ず分離（原資産の利用権のみを分離してリースの会計処理を適用し、それ以外には、対応するIFRSを適用する）

さらに、リース構成要素と非リース構成要素を分離する場合には、どのようにするかについても議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 契約に含まれるリース及び非リース構成要素を必ず分離する（アプローチD）。IASBのボードメンバーの13名が賛成し（2名が反対）、FASBのボードメンバーの4名が賛成した（3名が反対）した。
- (b) 上記(a)の結論を受けたリースと非リース構成要素への分離に当たっては、次のような会計処理を行う。
 - (i) 貸手は、収益認識のガイダンスに基づいて受取リース料を配分する（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。
 - (ii) 借手は、支払リース料を次のように配分する。
 - ・ それぞれの構成要素の購入価格が観察可能である場合、借手は、各構成要素の相対的な購入価格に基づいて按分する（IASBのボードメンバーの14名が賛成し（1名が反対）、FASBのボードメンバーの6名が賛成（1名が反対））。
 - ・ すべてではないが、複数の構成要素の購入価格が観察可能である場合、残余法（residual method）に基づいて配分する（IASBのボードメンバーの全員が賛成し、FASBのボードメンバーの6名が賛成（1名が反対））。
 - ・ 購入価格が観察可能でない場合、貸手は、すべての支払リース料をリースに関わるものとする（IASBのボードメンバーの13名が賛成し（2名が反対）、FASBのボードメンバーの全員が賛成）。

また、スタッフに対して、他のプロジェクト（例えば収益認識）との整合性を考慮しながら、借手がどのように観察可能な価格を決定するかに関する適用ガイダンスを検討することが指示された。

(8) セール・アンド・リースバック取引

セールス・アンド・リースバック取引については、公開草案では、次のような会計処理の提案がなされていた。

- (a) 譲渡取引が原資産の売却である場合、リースバック取引は、原資産の借手による買い戻しではなく、リースの定義を満たす。

- (b) 譲渡取引が売却の条件を満たさない場合、譲渡取引は、金融として会計処理され、譲渡された資産の認識の中止は行われず、借手が受領した金額は、金融負債として会計処理される。
- (c) セール・アンド・リースバック取引は、契約が、ほぼ同じ時期に締結され、単一の商業的目的のためにパッケージとして交渉されるか、又は、同時又は逐次に遂行される場合に発生する。

受領したコメントは、上記の取扱いに賛成したが、セール・アンド・リースバック取引がいつ発生したと判断するか（公開草案では、原資産の支配の移転及びリスクと便益の移転というタイミングが提案されていたが、これに対して、収益認識プロジェクトにおける支配の移転概念を導入すべきとのコメントがあった）、損益の認識をどのように行うか及び売却によって譲渡された譲渡資産はリース資産の全体とするのか又は資産の一部とするのかという論点も指摘され、議論が行われた。

議論の結果、次の点が再確認又は暫定的に合意された。

- (a) セール・アンド・リースバック取引に関する上述の公開草案での提案内容（上記(a)から(c)）が再確認された（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。
- (b) 売却が発生したかどうかの判断に当たっては、収益認識プロジェクトで検討されている支配の移転という概念を用いる（IASBのボードメンバーの12名が賛成し（3名が反対）、FASBのボードメンバーの6名が賛成（1名が反対））。
- (c) 損益の認識に関する公開草案での次の提案が再確認された（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。
- ・対価が公正価値である場合、売却取引からの損益は発生時点で認識する。
 - ・対価が公正価値ではない場合、関連する資産、負債及び損益は、直近の市場の賃料を反映するように調整されなければならない。
- (d) 売却によって譲渡された資産をリース資産の全体とするかその一部とするかに関する公開草案での提案（すなわち、「資産全体アプローチ（whole asset approach）」）が再確認された。資産全体アプローチでは、借手は、原資産の全体を譲渡し、当該原資産の一部を利用権資産という形でリースバックするという取扱いを行う（IASBのボードメンバーの11名が賛成し（4名が反対）、FASBのボードメンバーの全員が賛成）。
- (e) セール・アンド・リースバック取引が適用できるリース会計モデルを特定するようなガイダンスは示さないことが暫定的に合意された（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。これは、現在借手のリース会計モデルとして、ファイナンス・リースとファイナンス・リース以外のリースという2つの区分を設けることが検討されているが、セール・アンド・リースバック取引が適用できるリース会計モデルをいずれか1つに特定することはしないという趣旨である。

3. 金融商品（償却原価及び減損）

今回は、予想損失の決定のための測定方法及び購入された負債金融商品（以下、「貸付金（loans）」という）の減損の2点について議論が行われた。

(1) 予想損失の決定のための測定方法

今回は、IASBの減損に関する公開草案（「金融商品：償却原価と減損」で2009年11月に公表）とFASBの公開草案（「金融商品の会計処理及びデリバティブ商品及びヘッジ活動の会計処理の見直し」で2010年5月に公表）との間で、予想損失に対する考え方及びそれに基づく測定方法に差異があるため、これを解消するための議論が行われた。

IASBの公開草案では、減損を決定するために金融商品の存続期間にわたる予想キャッシュ・フローの見積りを要求し、当該見積りは、期待値を用いて計算することとされている。このため、キャッシュ・フローの金額及びタイミングの見積りは、確率加重された起こり得る帰結（probability-weighted possible outcomes）となる。ところが、FASBの公開草案では、発生すると予想される損失額を見積もること（すなわち、回収できると見込まれないキャッシュ・フローを予測すること）が目的とされている。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（IASBの考え方が採用された）。

- (a) 予想損失は、期待値を用いて決定する。
- (b) 最終基準では、期待値の計算の仕方を明確化する。例えば、純粋な期待値の計算の一つの方法は、起こり得る帰結を識別し、それらの帰結の起こる可能性を予測し、そして確率加重平均として行うことであることを例示する。
- (c) 最終基準は、その他の適切な方法も期待値を計算する合理的な代替方法として用いることができることを示す。そのような適切な方法として、過去の損失率法、デフォルトの可能性の利用などがある。スタッフに対して、どのような場合にこれらを用いることができるかについての草案を作成することが指示された。

(2) 購入された負債金融商品

ここでは、購入貸付金（purchased loan）の取引価格をグロスベース（額面金額と貸倒見込額の現在価値）で表示すべきかどうか、購入時に、割引きで購入された貸付金の実効金利及び金利の増価（accretion）をどのように決定するか、及び購入貸付金の取得後に、回収できると判断されるキャッシュ・フローの当初の予想額が変動した場合の会計処理の3点について議論が行われた。

第1点目は、購入貸付金の当初認識時にどのような金額で財政状態計算書において認識すべきかが論点であり、額面額とそれに対応する貸倒引当金をグロスアップして表示すべきか、又は、公正価値から貸倒見込額を差し引いて表示すべきかが議論された。

第2点目は、購入貸付金の購入価格と予想キャッシュ・フロー又は契約キャッシュ・フロ

ーとの差額の増価をどのように行うかという論点であり、実効金利（effective interest rate）は、貸付金の取得価格と予想キャッシュ・フロー又は契約キャッシュ・フローを等しくする金利として計算される。

第3点目は、取得後の回収可能性の変動をどのように会計処理するかという論点で、予想の変動を利回り（yield）の調整とするか、又は、減損の変動として貸倒引当金の調整とするか、それとも、予測のすべての変動は、貸倒引当金の変動とするかといった考え方が示された。

これらを基に議論が行われたが、暫定合意にいたらず、スタッフに対して、さらに設例を作るよう指示が出された。

4．保険会計

今回は、代替的表示モデル、割引率に対する実務上の簡便法、有配当の割引率、当初認識のタイミング、保険契約の定義、アンバンドリング、リスク調整の目的、超長期デュレーション契約の割引率、契約の境界、及び混合マージンの費消パターンについて議論が行われた。また、このほか、教育セッションとして、外部から参考人を招き明示的リスク調整に関する実務の説明が行われた。ここでは、及びを除く議論の概要を紹介する。

(1)代替的表示モデル

公開草案では、要約マージン・アプローチ（summarized margin approach）に基づく包括利益計算書での表示を提案している。そこでは、引受マージン、経験調整（experience adjustment）又は予想の変更及び保険負債の金利が表示されることとされている。要約マージン・アプローチに対しては、利用者などから有用である旨の支持があったが、しかし、大方の支持が得られたわけではなかった。これを受けて、これ以外の包括利益計算書の表示についても検討が行われ、公開草案での提案の包括利益計算書の冒頭に、受取保険料収益、発生保険金、新契約費などの情報を開示する方式やいくつかの拡張マージン・アプローチ・モデル（包括利益計算書を受取保険料収益からはじめ、新契約費などを費用として表示する方式）など数種類の代替案が提示され、議論が行われた。今回は、議論だけであり、暫定合意された事項はない。

(2)割引率に対する実務上の簡便法

公開草案では、保険負債の測定に当たっては、貨幣の時間的価値を反映することとし、その際の割引率は、次の特徴を備えていなければならないとしている。

(a) タイミング、通貨及び流動性が、保険負債の特徴を反映するキャッシュ・フローを持つ金融商品の観察可能な直近の市場価格と首尾一貫するものであること。

(b) 観察されるレートに影響するが、保険負債に適合的でない要素を除外すること。受領したコメントでは、公開草案での提案は理論的に適切な割引率をもたらすが、IASBとFASBが、すべての負債に関する割引率全般について見直しを行うまで、簡便法を認めるべきだとの指摘があった。また、割引率を算定する方法の複雑性を低減すべきとの指摘もあった。

これらを受けて、割引率に関する実務上の簡便法（practical expedient）を設けるべきかどうか議論された。スタッフからは、簡便法に用いるべきレートとし、政府レート、高い質の社債レート及び2つのレート（と）を選択できるオプションを検討した結果、いずれの方法も公開草案での提案を簡素化する方法としては十分ではないとの判断から、割引率の計算の簡素化のために実務上の簡便法を提供しないという提案がなされた。

議論の結果、IASBは、14対1でスタッフ提案に暫定的に合意した。一方、FASBは、スタッフ提案を支持するものの、本プロジェクトの範囲や保険契約の定義の検討の結果、非金融機関の発行する保険契約がどの程度含まれる貨幣の時間価値によって最終判断を行うこととされた。

(3)有配当の割引率

公開草案では、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、タイミング又は不確実性が、全体として又は一部において特定の資産のパフォーマンスに依存している場合には、保険契約の測定にはそのような依存関係を反映しなければならないとされている。それを受けて、有配当の性格を持つ保険契約の割引率を決定するに当たり、通常の割引率の算定にどのような追加的考慮が必要とされるかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。

- (a) 有配当契約の測定に用いられる割引率の目的は、非有配当契約の測定の割引率と首尾一貫すべきことを明確にする。
- (b) 保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、タイミング又は不確実性が、全体として又は一部において特定の資産のパフォーマンスに依存している場合、保険者は、キャッシュ・フローを、当該依存関係を反映した割引率を用いて調整しなければならない。

(4)当初認識のタイミング

公開草案では、保険者が保険契約の当事者となった時点で保険負債又は保険資産を認識しなければならないとしている。そして、当事者となるのは、保険者が保険契約の条項に拘束されるとき、及び、保険者が初めて保険契約のリスクにさらされるとき、すなわち、保険者が保険カバーを提供する義務から逃れられないとき及び特定の保険契約

者のリスクを再評価する権利がなくなったとき（その結果として、リスクを完全に反映する価格を設定できなくなるとき）としている。

受領したコメントでは、この問題に触れているものは少なかったが、コメントを寄せた規制当局者やアクチュアリは、この提案を支持していた。しかし、その他の回答者は、カバー期間の前に保険契約資産及び負債を認識するコストの観点から、この提案に反対した。これを受けて、議論が行われた。

議論の結果、カバー期間が開始されたときに保険契約資産及び負債を当初認識しなければならないこと、そして、カバー期間開始前に、経営者が、保険契約が不利な契約となっていることに気づいたときには、不利な契約の負債を認識することを求めることが暫定的に合意された（IASBのボードメンバーの10名が賛成し（5名が反対）、FASBのボードメンバーの全員が賛成）。

(5) 保険契約の定義

公開草案では、IFRS第4号（保険契約）における保険契約の定義をそのまま引き継いでいるが、適用ガイダンスにおいて下記2点の変更を提案している。

- (a) あるシナリオにおいて追加的便益の支払いが重大かどうかの評価に当たり、保険者は、貨幣の時間価値を考慮する。
- (b) 保険者が支払う正味キャッシュ・アウト・フローの現在価値が、保険料の現在価値を超過する商業的実体を伴うシナリオがない場合、契約は保険リスクを移転しない。

なお、保険契約の定義は、「ある主体（保険者）が、タイミングの主体（保険契約者）から、特定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約」とされている。

受領したコメントでは、回答者の多くが、IFRS第4号の定義は現在のままで十分に機能しているなどの理由により公開草案の提案に反対であった。これを受けて、公開草案での提案を引き下げるかどうか議論された。

議論の結果、上記2つの提案を最終基準として確定させることが暫定的に合意された（IASBのボードメンバーの13名が賛成し（2名が反対）、FASBのボードメンバーの全員が賛成）。

(6) アンバンドリング

保険契約が他のIFRSの範囲であるような複数の構成要素を含んでいる場合、保険者は、それらの構成要素が、保険のカバーとは密接に関連していない（not closely related）場合には、これらを別の契約として会計処理しなければならない。アンバンドリングに関連して受領したコメントを基に議論が行われた。

議論の結果、アンバンドリングの目的に関しては、今回は、議論されただけで暫定合意に

至った事項はない。ただし、保険契約に含まれるデリバティブで、保険リスクと密接に関連していないものは、アンバンドリングするという公開草案の提案は確認された（IASBのボードメンバーの13名が賛成し、FASBのボードメンバーの多くが賛成）。

(7) リスク調整の目的

公開草案では、「リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額でなければならない」（第35項）とリスク調整の目的が説明されている。受領したコメントでは、この表現の意味をより明確に説明すべきであるとの指摘があり、リスク調整の目的の明確化のための議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 第35項の目的から、「保険者が合理的に支払うであろう金額」及び「最大の金額」を削除する。その結果、改訂された目的は、「リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクを保険者が引き受けるために要求する補償でなければならない」とする。
- (b) この金額が、履行キャッシュ・フローの金額及びタイミングの有利及び不利な変動を反映するという適用ガイダンスを提供する。

スタッフは、今後、適用ガイダンスにおいて、リスク調整は、保険者が、（不確実性のある）保険負債を保有することと類似の負債であるが不確実性のないものとの間で無差別となるポイントを反映する概念をどのように捉えるかに関する検討を行う。

(8) 超長期のデュレーション契約の割引率

公開草案の提案に基づいて保険負債の測定を行うことによって生じる当期純利益の変動性を回避する1つの解決策として、今回、観察可能市場価格を超えるイールド・カーブを持つ保険負債の場合（超長期デュレーション契約）、観察可能市場価格を超えるイールド・カーブmp部分の割引率の変動の影響をその他包括利益（OCI）で認識するという提案がスタッフからなされ、これについて議論が行われた。この提案では、例えば、保険負債のデュレーションが30年で、観察可能市場価格が20年までである場合、差額の10年の部分（20年目から30年目）の金利変動による損益の変動をOCIで認識するというものである。

議論の結果、この方法をさらに検討する必要はないと判断された。

(9) 契約の境界

公開草案では、保険契約の測定に当たり、保険契約が保険の境界線内に属する場合には、保険料及びその保険料から生じる他のキャッシュ・フローをその測定に含めなければならないとされている。そして、境界線は、次のいずれかの時点だとしている。

- (a) 保険者がもはやカバーを提供することを要求されない。
- (b) 保険者に特定の保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力があり、その結果、当該リスクを完全に反映する価格を設定できる。

このような提案に対して受領したコメントを基に議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 契約の更新は、次の場合には、新契約として取扱う（ I A S B 及び F A S B のすべてのボードメンバーが賛成 ）
 - ・ 保険者がもはやカバーを提供することを要求されない、又は
 - ・ 現在の契約が、保険契約者に対して実質のある権利を付与しなくなる。
- (b) 保険契約は、保険者が、特定の保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力を有し、その結果として、リスクを完全に反映する価格を設定できる場合には、保険契約者に対して実質のある権利を付与していない（ I A S B のボードメンバーの 10 名が賛成し（ 5 名が反対 ） F A S B のボードメンバーの全員が賛成 ）
- (c) さらに、保険料の価格付けに将来期間に関連するリスクを含んでいない契約では、保険者が、当該契約を含むポートフォリオのリスクを再評価する権利又は実務上の能力を有し、その結果として、当該ポートフォリオのリスクを完全に反映する価格を設定できる場合には、保険契約者に対して実質のある権利を付与していない（ I A S B のボードメンバーの 10 名が賛成し（ 5 名が反対 ） F A S B のボードメンバーの全員が賛成 ）
- (d) 契約の境界を決定する場合には、それが、契約から生じたものか、法律又は規制によるものかにかかわらず、すべての更新権を考慮しなければならない（ I A S B 及び F A S B のすべてのボードメンバーが賛成 ）

第 1 4 1 回会議（ 2 0 1 1 年 3 月 2 9 日 ）

I A S B と F A S B の合同会議

1 . 金融商品（償却原価及び減損）

今回は、購入された負債金融商品（以下、「貸付金（ loans ）」という）の金利の認識及び減損モデルについて議論が行われた。 2 0 1 1 年 3 月の会議でこの問題が議論され、スタッフに対して、さらに設例を提示することが指示されていた。今回取り上げられた設例は、グッド・ブックに区分される自己創生貸付金と購入貸付金を比較した 3 つの例である。これを基に議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。なお、これらの暫定合意は、今後における、金融資産の購入ポートフォリオをグッド・ブックとバッド・ブックにどのように区分す

るか及びそれらに適用する会計処理は何かの決定及び 金利を発生主義で認識しないガイダンスが必要かどうか、必要な場合、どのように適用するかといった問題の検討によっては、変わり得るものである。

- (a) ポートフォリオの一部として購入されたものであっても個別資産レベルで明確な損失見込みがない購入金融資産(すなわち、購入時にグッド・ブックに区分される金融資産)には、自己創生貸付金と同じ減損の会計処理を適用しなければならない。これらに対する金利収益は、契約キャッシュ・フローに基づいて認識される。これらの貸付金に対する適切な減損会計モデルについては、将来、議論を行なう。
- (b) 個別資産レベルで明確な損失予想が存在している購入金融資産(すなわち、購入時にバッド・ブックに区分される金融資産)に対する減損処理についても議論が行われた。これらに対する金利収益は、購入時に見込まれた予想回収キャッシュ・フローに基づいて認識しなければならない(すなわち、購入価格は、予想キャッシュ・フローに向かって増価される)。信用が崩壊しているこれらの資産に対する金利収益の認識を限定する結果、購入時に別途減損費用が認識されることはない。

2. 保険会計

今回は、残余マージン(residual margin)又は複合マージン(composite margin)を契約当初で固定(locked-in)すべきかどうかに関して議論が行われた。

I A S Bの公開草案及びF A S B予備的見解では、残余マージン又は複合マージンは、契約当初に算出された金額で固定され、その後、残余マージンは、保険契約のカバー期間にわたって、複合マージンは、保険契約のカバー期間及びクレーム処理期間にわたって償却することが提案されている。

受領したコメントでは、契約当初に固定する会計処理に対して反対する意見が多かった。特に、契約当初に利益が出る場合にはその後に償却されるのに対し、損失の場合には即時認識されるという不整合な会計処理や、当初認識後に当該契約から損失が認識される場合でも残余マージン又は複合マージン(潜在的な利益)は将来にわたって償却される会計処理となっており、これを投資家に説明することが難しいなどの指摘があった。

これを受けて、残余マージン又は複合マージンを毎期末に再測定(unlocking)すべきかどうか議論された。今回は、暫定合意に達した事項はない。

第143回会議(2011年4月12日から15日まで)

I A S B 会議

1. 金融商品（ヘッジ会計）

今回検討されたのは、その他包括利益（OCI）の変動に対するヘッジ会計の拡大、サブ・ライボアのヘッジ、現金金融商品（cash instruments）のヘッジ手段としての適格性、資金関連スワップ（funding swaps）及びマクロ・ヘッジ（macro hedge）の5点に関して議論が行われた。ここでは、上記からまでにに関して解説を行う。なお、資金関連スワップ及びマクロ・ヘッジでは、議論は行われたが、暫定合意された事項はなく、会計処理については今後検討される予定である。

(1) OCIの変動に対するヘッジ会計の拡大

公開草案では、ヘッジ会計の目的は、純損益（当期純利益）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を、財務諸表において表現することであるとされており（第1項）、ヘッジ会計が適用できるのは、リスクの変動が純損益に影響を与える場合に限定されている。受領したコメントやアウトリーチの参加者からは、企業のリスク管理活動をより適切に反映するためには、ヘッジ会計の対象を、純損益への影響のみならず、公正価値の変動がOCIで認識されている持分金融商品のOCIの変動にまで拡大することが必要との指摘があった。これを受けて、ヘッジ会計の目的をOCIの変動まで拡大するかどうかについて議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（8名が賛成し、7名が反対）。

- (a) ヘッジ会計の目的を拡大し、公正価値の変動がOCIで認識されている持分金融商品のOCIの変動にもヘッジ会計の適用を認める。
- (b) OCIに対するヘッジ会計の適用を公正価値の変動がOCIで認識されている持分金融商品以外にも拡大するかどうかについては、拡大しないこととする。すなわち、ヘッジ会計は、OCIの変動全般に拡大するのではなく、公正価値の変動がOCIで認識されている持分金融商品のOCIの変動に限定することとされた（13名が賛成し、2名が反対した）。

(2) サブ・ライボアのヘッジ

IAS第39号では、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの総額より大きな部分を部分ヘッジの構成要素として指定することはできないという取扱いをしており、この考え方は、公開草案にも引き継がれている（B24）。ただし、金融資産又は金融負債全体のキャッシュ・フローのすべてをヘッジ対象に指定して、それらを1つの特定リスクについて（LIBORの変動に帰属する変動のみとして）ヘッジすることができる。例えば、実効金利がLIBOR-100BPの金融負債の場合には、企業は当該負債全体のキャッシュ・フローの価値（元本とLIBOR-100BPの合計）の変動を、LIBORの変動に帰属する変動であるとして、ヘッジ対象として指定することができる（B25）。受領したコメント

などから、次の2点が検討された。

- (a) 利付金融資産又は金融負債の金利がLIBORより低い場合、LIBOR全体を構成要素とすることができるのか。LIBOR全体が構成要素となるのであれば、それはヘッジ対象として適格か。
- (b) 利付金融資産又は金融負債にフロアが存在している場合、LIBOR全体をリスク構成要素として指定することに対する制限に影響するのか。

議論の結果、次の点が留意又は暫定的に合意された。

- (a) サブ・ライボーの変動利付金融資産又は金融負債のヘッジの目的が金利マージンをヘッジするというものであるなら、LIBOR全体が識別できるかどうかは、ヘッジに影響がない点が留意された。

影響がでるのは、LIBORが低下して(例えば、LIBOR - 100BPのときにLIBORが1%未満となった場合)負債の金利が発生する場合のみである。また、金利マージンがヘッジ(ロックイン)されているとしてもサブ・ライボーが持つ経済的 mismatch (LIBORの水準によっては、金利マージンが変動することになってしまう)の可能性は変わらず、この事実を、ヘッジ対象を決定する際に考慮しなければならない。さらに、LIBOR全体を指定できるようにすると、ヘッジ会計ではなく、複合会計(synthetic accounting)を許容することになりかねない。すなわち、ヘッジ手段であるデュレーションの公正価値の変動はOCIで繰延べられ、ヘッジ対象の金利が発生主義で認識されるにつれて、ヘッジ対象の公正価値にこれを相殺する変動がなくても、リサイクリングされる。このため、ヘッジの非有効部分がOCIに蓄積する。

- (b) サブ・ライボーにフロアが設定されていると、例えば、変動利付金融資産の場合に金利が負とはならない。このような場合には、LIBOR全体をヘッジ対象とすることに影響がでる。フロアがなければ、サブ・ライボー部分がマイナスになっても金利マージンがヘッジされる関係は有効に相殺効果を発揮するが、フロアの影響でそれが確保できない。

これらを受けて、IASBは、公開草案で提案している取扱い(B25及びB26)を維持することを確認した。ただし、その文言の解釈に誤解があるので、この点を明確にすることが留意された。すなわち、負のスプレッドを持つ資産又は負債であっても、企業は金融資産又は金融負債全体のキャッシュ・フローすべてを、LIBORの変動に帰属する変動であるとして、ヘッジ対象として指定することは可能である。すなわち、フロアの存在により、ヘッジの非有効性は生じるかもしれないが、ヘッジ会計それ自体は禁止されるものではない(出席していたボードメンバー全員が賛成)。

(3)現金金融商品のヘッジ対象としての適格性

今回は、非デリバティブ金融商品(現金金融商品)のヘッジ手段としての適格性に関して、公正価値の変動を当期純利益で認識しない現金金融商品のヘッジ手段としての適格性及

び 公正価値オプションとの相互関係の2つが議論された。

公正価値の変動を当期純利益で認識しない現金金融商品

現金金融商品のうち公正価値の変動を当期純利益で認識しない現金金融商品（償却原価で測定）までもヘッジ手段として認めるかどうか議論された。公開草案では、公正価値の変動を当期純利益で認識する現金金融商品のみがヘッジ手段として適格であると提案している。公正価値の変動を当期純利益で認識しない現金金融商品にまでヘッジ手段としての適格性を拡大するという事は、測定ベースの変更（償却原価から公正価値の変動を当期純利益で認識する測定へ）を伴うことになる。これに伴い、償却原価と公正価値との差額の処理、さらに、ヘッジ関係の中止によって再び償却原価に戻る場合の処理など、複雑な会計処理を規定する必要がある。

議論の結果、公正価値の変動を当期純利益で認識する現金金融商品のみがヘッジ手段（為替リスク以外のヘッジについて）として適格であるという公開草案の提案が再度確認された（ボードメンバー全員が賛成）。

公正価値オプションとの関係

公正価値オプションを適用し、公正価値の変動を当期純利益で認識する会計処理が適用される金融資産又は金融負債の存在が、現金金融商品のヘッジ手段としての適格性に影響を及ぼすかどうか議論された。

IFRS第9号の下では、公正価値オプションが選択できる場合として次の3つがあげられている。

- ・ 金融資産の場合、公正価値オプションの選択が、会計上のミスマッチを除去又は大幅に削減する場合。
- ・ 金融負債の場合、公正価値オプションの選択が、会計上のミスマッチを除去又は大幅に削減する場合、企業のリスク管理戦略に基づき、金融負債、又は、金融資産と金融負債のグループが公正価値で管理され、そのパフォーマンスが公正価値で評価されて、内部的に企業の鍵となる経営者に報告されている場合。
- ・ ハイブリッド金融負債に組み込まれているデリバティブで、公正価値で測定されている場合。

なお、金融負債の公正価値オプションの場合、公正価値の変動のうち、当該金融負債の信用リスクに帰属する公正価値の変動は、OCIで表示し、その後リサイクルしてはならないとなっている。

議論の結果、次の点が留意又は暫定的に合意された（出席したボードメンバー全員が賛成）。

- (a) 上記に示した公正価値オプションの目的がヘッジ手段としての指定と不整合にならなければ、公正価値オプションを選択した金融資産又は金融負債をヘッジ手段としての適格性規準の範囲から除外する理由はない（例えば、会計上のミスマッチの解消のために採用された公正価値オプションの場合、これをヘッジ手段に指定すると当初の公正価値オプション選択の目的と矛盾することになる）。

- (b) 金融負債の公正価値オプションでは、当該金融負債の信用リスクに帰属する公正価値の変動は、OCIで表示し、その後リサイクルしてはならないとなっているため、公正価値の変動を当期純利益で認識するというヘッジ手段の会計処理と矛盾する。このため、このような金融負債をヘッジ手段とすることはできないことを明示することが暫定的に合意された。

IASBとFASBの合同会議

1. 収益認識

今回は、取引価格の決定（不確実な対価（uncertain consideration））、取引価格の配分、ライセンス及び無形資産の利用権、履行費用及び売却及び買戻し取引（sale and repurchase agreement）の5点について議論が行われた。

(1)取引価格の決定（不確実な対価）

2011年3月に続き、対価の金額が変動する可能性がある（不確実な）場合における取引価格の決定及び収益の認識に関する議論が行われた。2011年3月での議論を受けて、今回は、収益認識モデルの3つの段階が示され、議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 取引価格を決定するときの企業の目的は、契約の下で企業が権利を取得する対価の金額の合計額を見積もることである。
- (b) 上記目的を達成するため、企業は、どの金額が対価の金額として最も予見可能であるかによって、次の金額のいずれかを見積もらなければならない。
- ・ 確率加重平均金額（probability-weighted amount）、又は、
 - ・ 最も起こりそうな金額（most likely amount）
- (c) 企業は、企業が当該金額に合理的な確信がない場合を除き、充足された履行義務に配分された金額で収益を認識しなければならない。そのようなケースの例は、次のとおりである。
- ・ 顧客が、契約を破棄することなく追加的な対価の支払いを回避できる（例えば、売上に基づくロイヤリティの場合）（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。
 - ・ 企業に同様のタイプの契約の実績（あるいは他の説得力のある実績）がない（IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成）。
 - ・ 企業に実績はあるが、その実績は、公開草案で提案されている要素（例えば、企業の影響力の外にある要因からの影響の受けやすさ（susceptibility）、不確実性が解消するまでの時間、企業の経験の範囲、予想される対価の金額の数と変動性）の評価を基礎とした契約の結果を予測しないものである（IASBのボードメンバ

一の14名が賛成し、FASBのボードメンバーの全員が賛成)。

(2)取引価格の配分

取引価格をどのように履行義務に配分するかに関して議論が行われた。公開草案の核となる原則は、企業は履行義務の充足と交換に企業が受け取ると見込まれる対価の金額をそれぞれの履行義務に配分するというものである。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された(IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成)。

- (a) 独立した履行義務の基になっている財貨又はサービスの独立販売価格が変動性の高いものである場合、独立販売価格を見積もる最も適切な実効金利法は、残余法(residual method)である。残余法では、企業は、取引価格総額から他の財貨又はサービスの独立販売価格を控除して独立販売価格を決定しなければならない。
- (b) 企業は、次の条件を満たすときには、取引価格の一部をすべて1つの履行義務に配分する。
 - ・ 契約の変動支払条件が、企業の当該履行義務を充足しようとする努力と特別に関連しているか、又は、当該履行義務の充足による特定の結果に関連している。
 - ・ その特定の履行義務に配分されている金額(取引価格の変動を含む)が、契約におけるすべての履行義務及び(他の潜在的な偶発的な支払いを含む)支払条件に対して合理的に比例している。

(3)ライセンス及び利用権

ここでは、企業が、顧客にライセンス又はその他の権利を付与する契約の会計処理が検討された。公開草案では、ライセンスに関しては、排他的ライセンスとそうではないライセンスに分け、前者の場合には、顧客がほとんどすべての権利を取得する場合には、ライセンスではなく、売却取引として会計処理することとしていた。受領したコメントを受けて、この公開草案での提案の改善が議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された(IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成)。

- (a) ライセンスを顧客に付与した場合、約束した資産はライセンスであり、ライセンスを付与する約束は単一の履行義務(顧客がライセンスを利用し便益を得る場合に充足される)である(すなわち、公開草案での2分法をやめる)。
- (b) 契約のなかにその他の履行義務が含まれている場合には、企業は、権利が独立した履行義務を示すのか、又は、当該権利は他の履行義務と結合されるべきかどうかを考慮しなければならない。

(4)履行費用

履行義務を履行するためにかかる費用（契約を得るための費用ではない）の会計処理を明確化するための議論が行われた。公開草案は、履行義務を履行するための費用が、他の I F R S（例えば、たな卸資産）に準拠して資産として認識されない場合、これらの費用が次の条件を満たす場合に、資産として認識することを求めている。

- (a) 契約に直接関連する（直接労務費、直接材料費、契約又は契約活動に地区説関連する費用の配分額等）。
- (b) 企業の資源を創造又は強化する。
- (c) 回収が見込まれる。

受領したコメントを受けて、このような公開草案での提案を改善するための議論が行われた。

議論の結果、公開草案での提案が概ね再確認されたが、次のような改訂が暫定的に合意された。

- (a) 履行費用に関する公開草案での提案を改訂しない（ I A S B のボードメンバーの 1 3 名が賛成し、 F A S B のボードメンバーの 5 名が賛成）。
- (b) 予想される契約に特別に関連する費用である場合、契約に直接関連する費用には契約を締結する前に発生した費用を含める（ I A S B のボードメンバーの全員が賛成し、 F A S B のボードメンバーの 6 名が賛成）。
- (c) 浪費した材料費、労務費又はその他の資源で、契約の価格を付けるときに考慮されなかった異常な金額の費用は、発生時に費用として認識しなければならない（ I A S B 及び F A S B のすべてのボードメンバーが賛成）。

(5)売却及び買戻し契約

顧客が、企業に対して資産の買戻しを要求することができる無条件の権利を有している契約の会計処理に関する議論が行われた。ここでは、このような契約に含まれているプット・オプションをリースとして会計処理することが検討された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された（ I A S B 及び F A S B のすべてのボードメンバーが賛成）。

- (a) プット・オプションのついた売却及び買戻し契約で、買戻し価格が当初の売却価格を下回っており、顧客に権利行使する重大な経済的誘因があるものは、顧客が実質的に一定期間にわたっての資産の利用権に対して支払を行っていると考えられる。したがって、企業は、当該取引をリースとして会計処理する。
- (b) 顧客に重大な経済的誘因があるかどうかを判定するためには、企業は、買戻し日の買戻し価格の予想市場価値や権利行使までの時間など多様な要素を考慮しなければならない。

2. リース

今回は、変動リース料の会計処理（偽装最低リース支払取引（disguised minimum lease payments）を含む）、リースの定義、借手の会計処理（リースの種類、ファイナンス・リース及びファイナンス・リース以外のリース）及び貸手の会計処理について議論された。

(1)変動リース料の会計処理（偽装最低リース支払取引を含む）

今回は、借手のリース負債及び貸手のリース債権に含める変動リース契約の範囲及び偽装最低リース支払取引（disguised minimum lease payments）の取扱いの2点について議論が行われた。なお、「偽装最低リース支払取引」とは、リース料の支払いが、実質は固定支払いであるが、変動支払いという形式を取っている取引を指している。

第1の論点に関しては、2011年2月会議でどのような変動リース契約を借手のリース負債及び貸手のリース債権に含めるべきかに関して議論が行われており、そのときには、借手のリース負債及び貸手のリース債権には、次のものを含まなければならないことが暫定的に合意されていた。

- ・ 指標又はレートに基づくリース支払い。
- ・ 変動性が商業的な実質を持たないリース支払い。
- ・ 認識のための高い閾値という規準を満たすリース支払い。

さらに、公開草案とは異なり、借手及び貸手による変動リース料の認識には、同一の閾値を用いるべきである点も合意されたが、どのような閾値（例えば、合理的に確実（reasonably certain））にするかに関しては、結論が出されていなかった。さらに、その際に、変動リース料の取扱いに限って関係者の意見聴取を行うことがスタッフに指示されていた。今回、これらを踏まえて、「認識のための高い閾値という規準を満たすリース支払い」を借手のリース負債及び貸手のリース債権に含めるべきかが議論された。

第2の論点に関しては、今回、偽装最低リース支払取引をどのように識別するかについて議論が行われた。この問題は、2010年8月に公開した公開草案（リース）に対して受領したコメントなどから取り上げられたものである。指摘された懸念は、借手の負債又は貸手の債権に含まれるべきリース料を固定リース料のみに限定すると、リース料の支払いが、実質のない又はリースの経済状況（economics of lease）とは無関係な偶発事象又は要素に基づく変動リース料のみから構成されるように仕組むことによって、負債又は資産としての認識を回避することが可能になる恐れがあるというものであった。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 借手の負債及び貸手の債権には、実質は固定支払いであるが、変動支払いという形式を取っている取引（偽装最低リース支払取引）を含めることとする。

(b) 2011年2月の暫定合意(認識のための高い閾値規準を満たすリース料を借手の負債及び貸手の債権に含める)を変更し、このような場合には、これらの金額を借手の負債及び貸手の債権に含めないこととする。

なお、今後、「指標又はレートに基づくリース支払い」に関する議論及び上記(b)で認識されないこととなった変動リース料などの開示について議論が行われる予定である。

(2)リースの定義

2011年2月会議に引き続き、リースの定義が議論された。公開草案では、リースは、「特定資産(原資産)を利用する権利を、ある一定期間、対価と交換で引き渡す契約である。」と定義されている。リースの定義に関しては、コメントにおいて、「特定資産」とは何かを明確にすべきといった点などが指摘されており、今回、これらに対応するために、リースの定義の明確化をどのように図るかに関して議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された(IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成)。

(a) 企業は、契約がリースを含んでいるかどうかを、契約の実質に基づいて、次の点(公開草案の適用ガイダンス(application guidance)に含まれている)を評価して決定する。

- ・ 契約の履行が特定資産(specified asset)を提供するかどうか依存しているかどうか、及び、
- ・ 契約は、ある期間にわたって特定資産の利用を支配する権利を譲渡しているかどうか。

(b) 顧客が、リース期間にわたって特定資産の利用を指示し、そして、そこから便益を受領する能力を持っているときには、契約は、特定資産の利用を支配する権利を顧客に譲渡しているといえる。特定資産の利用を他のサービスから分離することに関するガイダンスは、2011年3月のリースと非リース構成要素の分離に関する暫定合意(上述の第140回会議報告を参照されたい)と整合させなければならない。

(c) 「特定資産」とは、明示的又は黙示的に識別可能な資産をいう(特定資産を、個別の資産ではなく、「特定の仕様(particular specification)」とすべきとの見解は採用されなかった)。

(d) 顧客が排他的な利用権を持つ大きな資産の物理的に分離される一部分は、特定資産である。物理的に分離されない大きな資産の容量部分(capacity portion;例えば、パイプラインのある容量)は、特定資産ではない。

(3)借手の会計処理

2011年2月会議で、会計処理を「ファイナンス・リース」及び「ファイナンス・リース以外のリース」の2つの種類に分けて規定することが暫定合意された。ファイナンス・

リースは、割賦購入のように資金調達という要素が強いリース契約で、資金調達という要素の影響が当期純利益に反映されることになる(すなわち、リース負債の時の経過による増価を支払利息として認識することになる)。これは、公開草案で提案した取扱いである。一方、ファイナンス・リース以外のリースは、資金調達という要素が重要ではないリース契約が該当し、当期純利益での損益認識パターンは、利用権資産の償却の合計と負債の支払利息の合計が每期定額となるような認識となる(現在のオペレーティング・リースと統合的な会計処理)。

2つの種類のリース

今回2011年2月の会議で暫定合意されたファイナンス・リース及びファイナンス・リース以外のリースという2つの種類のリースの類型を認めるかどうか及びその会計処理が改めて議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) ファイナンス・リース及びファイナンス・リース以外のリースという2つのリースの類型を認める(IASBのボードメンバーの8名が賛成し、FASBのボードメンバーの6名が賛成)。
- (b) 2つの種類の双方において、次の会計処理を行う。
 - ・当初認識時には、利用権資産及びリース負債を将来の支払リース料の現在価値で測定する。ただし、利用権資産の場合には、このほか当初直接費用が簿価に算入される。
 - ・当初認識以降のリース負債の測定は、実効金利法(effective interest method)を用いて認識する。すなわち、リース負債は、割引率(入手可能であれば、貸手が借手に賦課する金利を用いることとし、それ以外の場合には、借手の追加借入金利を用いる)を用いて時の経過とともに支払利息を認識することとなる。

ファイナンス・リース

議論の結果、次の点が暫定的に合意された(公開草案での提案と同じ)(IASB及びFASBのすべてのボードメンバーが賛成)。

- (a) IAS第38号(無形資産)又はトピック350(無形資産 のれん及びその他)に基づいて、利用権資産を予想将来経済便益の消費パターンを反映するシステムティックな方法で償却する。
- (b) 利用権資産の償却及び負債の支払利息を当期純利益又は注記で表示する。

ファイナンス・リース以外のリース

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 利用権資産を、他のシステムティックなベースがよりリース費用の時間的なパターンを示す場合を除き、当期純利益で認識されるリース費用の総額(利用権資産の償却の合計と負債の支払利息の合計)が定額となるような方法で償却する(IASBのボードメンバーの12名が賛成し、FASBのボードメンバーの全員が賛成)。

- (b) 利用権資産の償却及び負債の支払利息の合計額を営業費用 (operating expense) のなかの単一行項目 (賃借料) として表示する (I A S B のボードメンバーの 11 名が賛成し、 F A S B のボードメンバーの 6 名が賛成)。

(4) 貸手の会計処理

貸手の会計処理についても、借手と同様、会計処理を「ファイナンス・リース」及び「ファイナンス・リース以外のリース」の 2 つの種類に分けて規定するかどうか議論された。また、それぞれの場合の会計処理についても議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された (I A S B のボードメンバーの 10 名が賛成し、 F A S B のボードメンバーの 6 名が賛成)。

- (a) ファイナンス・リース及びファイナンス・リース以外のリースという 2 つのリースの種類を認める。
- (b) どちらの会計処理のモデルを用いるかを決定するために、 I A S 第 17 号 (リース) にあるのと同じようなガイダンスを設定する。

なお、今回、これ以外の論点については、論点を理解するための議論のみが行われ、暫定合意は予定されていなかった (暫定合意された事項はない)。

3 . 保険会計

今回は、割引率の算出に関するトップダウン・アプローチについての議論が行われた。

保険負債の割引率は、リスク・フリー・レートに非流動性プレミアムを加味したものとされ、これに到達するために、保有資産等の運用利回りから、資産に特有な要素を控除して保険負債の割引率を算出する方法がトップダウン方式である。一方、リスク・フリー・レートに保険負債の非流動性要素を追加して割引率を算出しようという方法がボトムアップ・アプローチである。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された (I A S B 及び F A S B のすべてのボードメンバーが賛成)。

- (a) 最近の市場情報に基づき、保険者は、適切なイールド・カーブを決定しなければならない。保険負債のイールド・カーブの決定に当たり、保険者は、保険者が保有する実際のポートフォリオ又は参照ポートフォリオ (reference portfolio) のイールド・カーブを基礎とすることができる。
- (b) イールド・カーブのある特定点の観察可能な市場価格がない場合、保険者は、特にレベル 3 の公正価値の場合、公正価値測定に関するガイダンスと統合的な見積りを行わなければならない。
- (c) 金融商品のキャッシュ・フローは、保険負債のキャッシュ・フローの特徴を満たすようにするため、調整されなければならない。キャッシュ・フローの調整に当たり、保険者

は、次の調整をしなければならない。

- ・ タイプ1：出発点として選択されたポートフォリオのなかの資産が、負債のキャッシュ・フローのデュレーションと見合っていることを保証するために、キャッシュ・フローのタイミングの差異の調整を行なうもの。
- ・ タイプ2：負債にはないが、資産に特有のリスクを調整するもの。資産に特有なリスクに対するリスク・プレミアムに観察可能な市場がないため、企業は、上記(b)と整合的な市場リスク・プレミアムを決定するために、適切な技法を用いなければならない。

(d) トップダウン・アプローチを用いる保険者は、負債キャッシュ・フローに特有の流動性と資産のキャッシュ・フローに特有の流動性の間の残存している差異の調整を必要としない(等しく流動性といっても、資産のそれと負債のそれとの間には違いがあるが、その際については調整不要ということ)。

以 上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)